

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成9年岩手県告示第342号）の一部を次のように改正し、令和2年8月1日から施行する。

令和2年7月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>1 上空に電線類が設置されている道路において、当該電線類を撤去し、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項の規定による道路の占用の許可（以下「<u>占用の許可</u>」という。）を受けて当該道路の地下に設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。） 条例で定める額の9分の1に相当する額</p> | <p>1 上空に電線類が設置されている道路において、当該電線類を撤去し、<u>令和2年8月1日</u>前に道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項の規定による道路の占用の許可（以下「<u>占用の許可</u>」という。）を受けて当該道路の地下に<u>設置した、又は設置する</u>電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。） 条例で定める額の9分の1に相当する額</p> |
| <p><u>2 上空に電線類が設置されていない道路において、東北地方電線類地中化協議会において策定された基本構想に基づき、<br/>占用の許可を受けて当該道路の地下に設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれと一体不可分な物件 条例で定める額の9分の1に相当する額</u></p>  |  |
| <p><u>3</u> [略]</p>   | <p><u>2</u> [略]</p>  |
| <p><u>4</u> [略]</p>   | <p><u>3</u> [略]</p>  |
| <p><u>5 東北地方電線類地中化協議会又は東北地方無電柱化協議会において策定された無電柱化推進計画に基づき、<br/>占用の許可を受けて設置する柱状型機器（通常の上空に設置する変圧器、電源供給機、幹線増幅器等に比べ小型等のものであって景観の整備に配慮した形状のものをいう。） 条例別表に定める路上に設ける変圧器に係る占用料の額の9分の1に相当する額</u></p>                                |  |
| <p><u>6</u> [略]</p>   | <p><u>4</u> [略]</p>  |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>   |  |